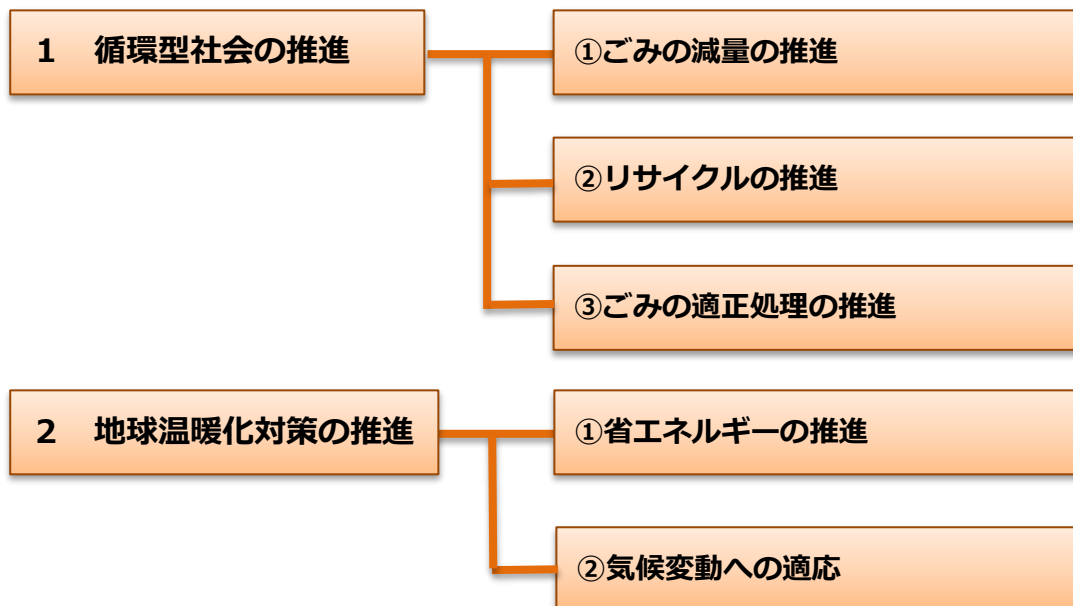


第2章

施策の具体的内容 と進行管理指標

基本方針1 循環型社会の更なる推進と地球温暖化対策の推進



1. 環境や取組の現状と課題

物質的な豊かさをもたらした大量生産、大量消費の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成しました。その結果、大量に発生するごみが環境問題や社会問題を生じさせています。

このような状況から抜け出すために、生産から流通、消費、廃棄に至る全ての過程における物質やエネルギーの効率的な利用やリサイクル、天然資源の消費の抑制と環境への負荷の低減が図られる循環型社会が求められています。そして、増え続けるごみを減らすために3Rの取り組みが必要とされています。

市内の各地域では、フードドライブの展開や「もったいないからありがとうへ」という活動が広がっています。

また、平成29年度の本市の事務事業における温室効果ガス総排出量は、43,918 (t-CO₂)であり、第三次入間市地球温暖対策実行計画〈事務事業編〉においては、平成22年度の総排出量26,880 (t-CO₂)を基準に、平成27年度から平成29年度まで毎年1%ずつ削減する目標を達成することができませんでした。温室効果ガス排出量の内訳は、一般廃棄物の焼却によるものが約6割を占めています。この点からも、ごみを減らす取り組みは重要な課題であると言えます。

平均気温の上昇や、大雨の頻度の増加、台風による被害などの気候変動の影響は、市内でも見られています。平成28年8月の大型台風では、市内の多くの場所で浸水被害やがけ崩れなどの生活に影響がある被害が発生しました。平成30年度には、防災行政用無線や市公式ホームページなどでの熱中症の注意喚起は30日を超えています。



気温の上昇、大雨の頻度の増加などの気候変動と、それに伴う農作物の品質低下、動植物の分布域の変化、熱中症リスクの増加などの影響に対処しなければならない状況等を踏まえ、平成30年12月に気候変動適応法が施行されました。地方公共団体は、その区域における自然的・経済的・社会的状況に応じた気候変動適応に関する施策を推進し、地域気候変動適応計画の策定に努めるものとなっています。

2. 基本施策

基本施策1 循環型社会の推進

環境への負荷の少ない循環型社会を築いていくために、市民・事業者・市の知恵と力でライフスタイルを見直し、ごみの減量・資源化に努めごみの発生を最少にすることが重要です。なお、発生したごみは、可能な限り脱焼却、脱埋立てを進め、安全かつ適正に処理することに努めていきます。

【具体的取組】

①ごみの減量の推進

- ・家庭ごみ排出量削減対策として、買い物におけるマイバッグの利用やごみを出さない生活スタイルを推進します。
- ・県と連携し事業系ごみ削減キャンペーンを実施します。また、搬入時の内容物検査を強化します。
- ・ごみ問題や3Rに関する情報発信基地であるリサイクルプラザを拠点として、市民ボランティアを中心にミニフリーマーケット、再生品の製作・販売、体験事業などを実施します。
- ・生ごみ処理機器の購入者に対して購入費の一部を補助することで、生ごみの家庭内処理を促進し、生ごみの減量及び資源化を図ります。
- ・食品ロスや食品廃棄物を減らす取り組みとして「彩の国エコぐるめ事業」に賛同し、「入間市食品衛生協会」及び「入間市料飲業組合」と協働で市民へ啓発を行います。

②リサイクルの推進

- ・ごみ分別アプリを活用し、分別方法や各種イベント情報の配信を行い、ごみの適正な分別、資源化等を促進します。

- ・排出者の利便性や収集効率等を考慮し、わかりやすいごみの分別方法を研究、検討します。
- ・必要に応じ分別ガイドを改訂します。
- ・古紙類、古布類（繊維）等の資源化を促進するため、資源回収登録団体に対して奨励補助を行います。

③ごみの適正処理の推進

- ・最終処分場の埋立量を削減し、延命化を図ります。
- ・環境保全に努め、ごみ焼却施設から発生する排ガスの分析結果を公開します。
- ・円滑にごみ処理施設を運転するため、基幹的設備の更新を実施します。
- ・新たな最終処分場の建設に向けた検討を行い、計画策定に取り組みます。

【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
1	①ごみの減量の推進	家庭ごみ排出量 (市民一人当たりの 1日の排出量)	656g/人/日	642g/人/日	総合クリーンセンター
2		事業ごみ排出量(年間 処理量)	8,705t/年	8,198t/年	総合クリーンセンター
3		リサイクルプラザの 活用(リサイクルの日 開催)	10回/年	10回/年	総合クリーンセンター
4		リサイクルプラザの 活用(各種教室への参 加)	2,825人/年	3,000人/年	総合クリーンセンター
5		生ごみ処理機器の購 入費補助による普及 拡大	17基/年	40基/年	総合クリーンセンター
6		埼玉県「彩の国エコぐ るめ事業」への登録	50店舗	50店舗	総合クリーンセンター
7	②リサイクルの推進	ごみの資源化	24.3%	30.0%以上	総合クリーンセンター
8		わかりやすいゴミ分 別の検討	ごみチャンネル改 訂 アプリ導入	継続	総合クリーンセンター
9		資源再利用奨励補助 の推進(団体数)	198団体	260団体	総合クリーンセンター
10		資源再利用奨励補助 の推進(回収量)	2,235t/年	3,600t/年	総合クリーンセンター



指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
11	③ごみの適正処理の推進	最終処分場の年間埋立量の削減状況	2,597 t/年	2,600 t/年以下	総合クリーンセンター
12		ごみ処理施設の環境保全情報の公開	ホームページ 2回/年	継続	総合クリーンセンター
13		ごみ処理施設の長寿命化に伴う改修工事の実施	修繕・改修工事の実施	継続	総合クリーンセンター
14		次期最終処分場の建設に向けた検討・計画の策定	実施	計画策定	総合クリーンセンター

基本施策2 地球温暖化対策の推進

地球温暖化は、人類の生存にも関わる最も重大な環境問題です。近年の夏季の猛暑日の増加や、豪雨や大型台風などの自然災害の増加など、地球温暖化の影響によると思われる現象が市内でも起きています。

これまでは、地球温暖化のペースを緩やかにしていく緩和策を推進してきましたが、これからは、私たちが気候変動に対応していく適応策も必要となってきました。

【具体的取組】

①省エネルギーの推進

- ・住宅用省エネルギー設備を設置する市民に補助金を交付し、低炭素な生活を目指します。
- ・市の施設における二酸化炭素排出量を削減するため、公共施設ではエネルギー使用量の少ない機器を使用するなど、省エネルギー、省資源に配慮したエネルギー効率の高い施設整備に努めます。



住宅用省エネルギー設備（太陽光発電）

②気候変動への適応

- ・気候変動に伴う異常気象により懸念される浸水、土砂崩れ、河川の氾濫などの災害発生に備え、土砂災害に対する警戒避難マップを充実します。
- ・市内全域を対象に防災訓練を実施します。
- ・都市公園を中心に、避難場所としての機能を持った公園・緑地の確保にも努めます。
- ・雨水の有効利用を促進し、良好な水の循環の確保のため雨水利用タンクの設置を推進し、設置費用の一部を補助します。

【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
15	①省エネルギーの推進	住宅用省エネルギー設備設置費補助金	109件/年	150件/年	環境課
16		市施設（市の事務事業）におけるCO ₂ 排出量の削減（CO ₂ 排出量換算量）	33,023 (t-CO ₂) (平成28年度)	29,723 (t-CO ₂) (令和4年度)	環境課
17		公共施設における省エネルギー設備等の設置件数	4件	推進	環境課
18	②気候変動への適応	土砂災害警戒区域に対する警戒避難マップ作成地区数	5地区	5地区	危機管理課
19		防災訓練参加者数	17,505人	25,000人	危機管理課
20		避難場所としての機能を持った公園・緑地の確保	6ヶ所	維持	都市計画課
21		雨水利用タンク補助金交付件数	6件/年	10件/年	環境課



雨水利用タンク



3. 関連法令、計画等

(1) 関連法令

循環型社会形成推進基本法

食品ロスの削減の推進に関する法律

気候変動適応法

地球温暖化対策の推進に関する法律

エネルギーの使用の合理化等に関する法律

(2) 関連計画

一般廃棄物処理基本計画 ごみ処理基本計画編

入間市地球温暖化対策実行計画〈事務事業編〉

(3) 入間市総合計画

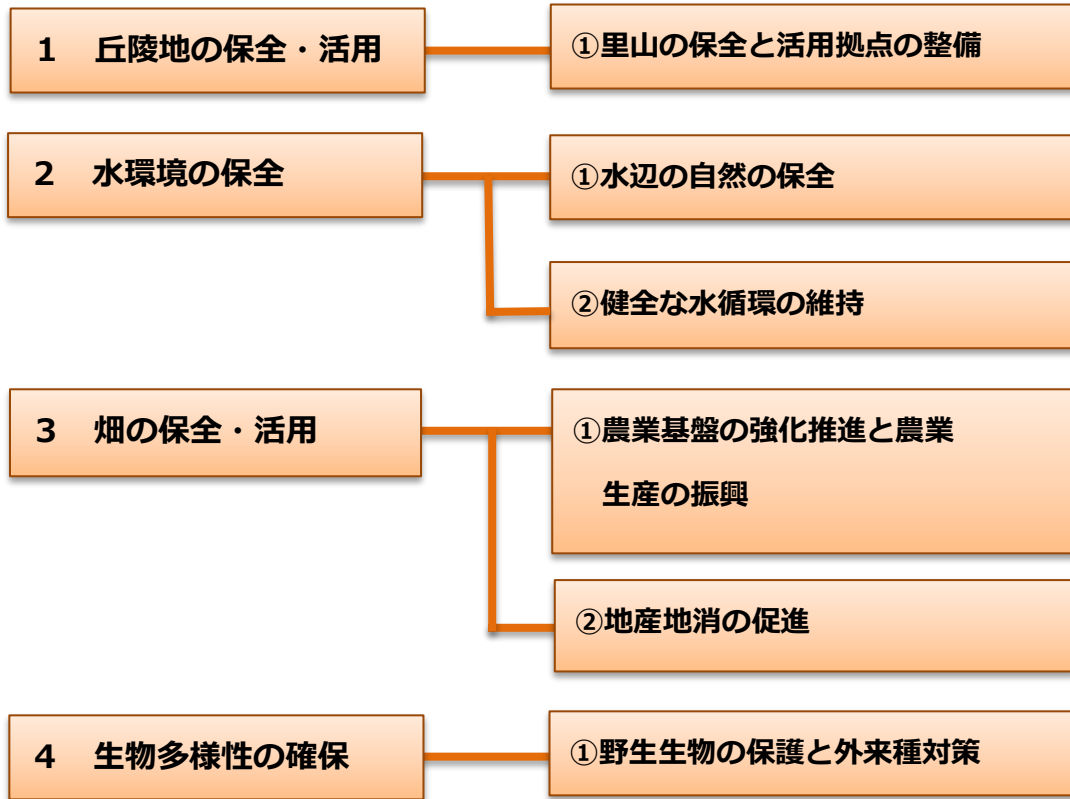
第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり

第4節 生活環境の整備・保全

第6章 安全で安心してらせるまちづくり

第1節 危機管理体制の充実

基本方針2 豊かな自然環境の保全



1. 環境や取組の現状と課題

野生生物の生息・生育地となっている加治丘陵や狭山丘陵などの里山は、生活様式の変化などにより放置され荒廃した状態となっています。本市の緑の骨格として優れた自然環境を有する加治丘陵の保全に向けては、加治丘陵さとやま計画を策定して公有地化を推進し、狭山丘陵については「さいたま緑の森博物館」を中心に、県と連携を図りながら保全と活用を推進しています。また、令和元年度に新たに森林環境基金を設置し、森林の整備促進への活用が期待されます。

さらに、本市に残る貴重な湿地や湧水地などの水辺地は、公有地化や市民との協働による管理体制の充実を図り、適切な保全管理と活用に努めています。

農地は農作物生産の場であるほか、保水機能や生き物の生息の場としての役割もあります。また、本市の広大な茶畑の緑は、美しい緑豊かな景観を形成しています。しかし、農業後継者の不足や農業従事者の高齢化などにより、遊休農地や不耕作地が顕在化してきています。

開発などにより野生生物の生息・生育地が減少しています。また、外来生物の侵入、定着が進み、在来動植物の種類や数が減少するなど生物多様性の低下が顕在化しています。



2. 基本施策

基本施策 1 丘陵地の保全・活用

加治丘陵と狭山丘陵は、古くから人々が住み、歴史と文化を育んできた里山で、ふるさとの原風景と豊かな自然環境を残しています。このような里山は日本各地で見られました。里山は、環境保全や景観形成など、多様な機能を持ち、重要な役割を果たしています。このような丘陵地は「子孫や未来の市民からの預かりもの」であり、恒久的な保全と計画的な活用が必要です。

【具体的取組】

①里山の保全と活用拠点の整備

- ・（仮称）加治丘陵さとやま自然公園の整備を推進するとともに、活用策について検討します。
- ・加治丘陵保全地の公有地化を推進します。
- ・ボランティア団体などの市民と行政（市）との協働による維持管理体制の充実を図ります。
- ・加治丘陵の散策や自然観察などを楽しむことができるように、園地や遊歩道などの施設整備を計画的に行います。
- ・狭山丘陵については、さいたま緑の森博物館と連携・協力して、保全と活用を推進します。
- ・狭山丘陵を取り巻く東京都および埼玉県の周辺自治体と連携し「狭山丘陵観光連携事業」を推進します。

【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
22	①里山の保全と活用拠点の整備	（仮称）加治丘陵さとやま自然公園用地取得面積	59.4 h a	83.6 h a	都市計画課
23		加治丘陵の公有地化の推進	115.1 h a	推進	都市計画課
24		ボランティア団体などの市民と市との協働による維持管理体制	検討	推進	都市計画課
25		加治丘陵の活用イベントの開催	開催を検討	イベントの開催	農業振興課 商工観光課 都市計画課

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
26	①里山の保全と活用拠点の整備	計画的な施設整備	5施設	推進	都市計画課
27		周辺自治体との連携による狭山丘陵の活用	イベント等の実施他	推進	商工観光課

基本施策2 水環境の保全

市内には、主な河川として入間川、霞川、不老川の3本の河川があります。河川は、利水、治水や地域コミュニティ、レクリエーションの場、気候の緩和など様々な機能を持っています。

また、景観的に美しい河川は、私たちの生活に安らぎを与え、憩いの場になります。

大雨時などには多量の雨水が河川に流入し、氾濫等が発生しています。雨水が一気に河川に流れ込まないように宅地や公共施設への浸透施設の普及、地下への浸透などの対策が必要です。

【具体的取組】

①水辺の自然の保全

- ・河川周辺に広がる優れた自然環境を河川と一帯として保全します。
- ・入間川・霞川・不老川では、定期的に水質調査を行います。
- ・豊かな自然環境と調和した動植物が生息できる環境づくりを目指します。

②健全な水循環の維持

- ・河川に流れ込む雨水が、一時期に集中しないよう雨水貯留施設や雨水浸透施設の設置を推進します。
- ・不老川流域への雨水浸透ます設置費用の一部を補助します。
- ・施設の緑化を推進し、雨水の地下への浸透を図ります。



【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
28	①水辺の自然の保全	野生動植物の生息・生育地の保全面積	1.5ha	現状維持	農業振興課
29		入間川、霞川、不老川の河川水質調査	4回/年	4回/年	環境課
30		多自然川づくり整備の促進	県への要望 1回/年	県への要望 1回/年	環境課
31	②健全な水循環の維持	雨水浸透ますの累計補助件数	15件	38件(5件/年)	道路管理課
32		浸透トレンチ管等の設置指導	開発、建築等許可申請件数 57件	開発許可等において設置を指導	開発建築課
33		公共施設における緑化の推進	花壇、壁面及び屋上緑化の推進他	継続	環境課

基本施策3 畑の保全・活用

加治丘陵と狭山丘陵にはさまれた広大な茶畑は、本市の代表的な景観でもあります。農地は雨水が浸透するため、広い農地は地下水の循環にも大きく寄与しています。

【具体的取組】

①農業基盤の強化推進と農業生産の振興

- ・農地の利用集積のための農地中間管理事業を実施します。
- ・農産物のブランド化、プロモーションなどの支援を通じて、農業生産の振興に取り組みます。

②地産地消の促進

- ・地場農産物の販売促進のためのPR活動を推進します。
- ・生産者と消費者の交流を通じて、地産地消を促進します。
- ・学校給食関係者と生産者の意見交換の実施、地場農産物を提供できる枠づくりなどを通じて、学校給食における地産地消に取り組みます。

【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
34	①農業基盤の強化推進 と農業生産の振興	農用地利用権設定の 面積	58.1ha	90.0ha	農業振興課
35	②地産地消の促進	農産物の直売会実施 回数	50回	55回	農業振興課
36		給食における地場農 産物の使用月数	9ヶ月	9ヶ月	学校給食課



広大な茶畑（ドローンによる撮影）

基本施策4 生物多様性の確保

カタクリやムササビなどの希少動植物の生息が確認される一方で、オオキンケイギク、コクチバス、クリハラリス、アライグマなどの特定外来生物も確認されています。健全な生態系の確保と安全な生活環境づくりを進めるため、適正な駆除や防除体制が必要となっています。外来生物法では、特定外来生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いを規制し、特定外来生物の防除等を行うこととしています。

【具体的取組】

①野生生物の保護と外来種対策

- ・希少な生物や鳥獣の保護に努めるとともに、イベント等で保護について情報提供します。
- ・外来種による生態系に関する被害を防止するため、専門の団体等と協力した対策を実施するとともに、新たな外来種の情報は、広報いるま、市公式ホームページ等を通じ、市民に提供します。



【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
37	①野生生物の保護と 外来種対策	イベント開催による 情報提供	自然展、いるま環 境フェアの開催	自然展、いるま環 境フェアの開催	環境課 農業振興課
38		外来種（アライグマ） の捕獲	捕獲数 59 頭/年	対策の推進	環境課 農業振興課
39		外来種（コクチバス） の捕獲	捕獲数 42 尾/年	対策の推進	農業振興課

3. 関連法令、計画等

(1) 関連法令

都市緑地法

(2) 関連計画

水循環基本計画

入間市緑の基本計画

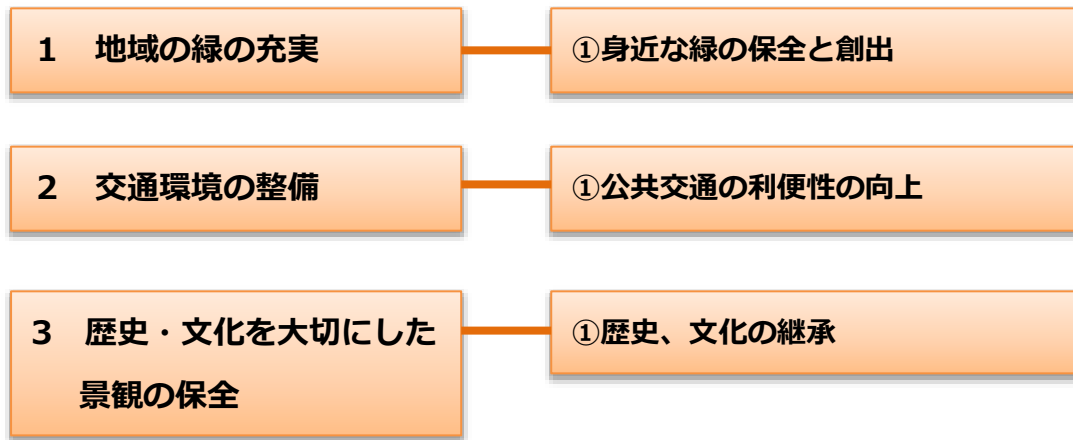
入間市都市計画マスタープラン

(3) 入間市総合計画

第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり

第5節 自然環境の維持・保全

基本方針3 住みやすさが実感できる都市環境の構築



1. 環境や取組の現状と課題

市街化区域では、開発が進む中で、生け垣設置補助や、苗木の配布により住宅地の緑化を促進しています。また、公共施設の緑化や、一定規模以上の宅地等の開発に際し、施設緑化の指導を行い、出来る限り緑地を確保するように努めています。

公共交通は、鉄道は西武鉄道とJR八高線、バスは西武バスが運行されているほか、本市で運行している「ていーろーど」や「ていーワゴン」、健康福祉センターへのバスなどがあります。地域公共交通については、「入間市地域公共交通網形成計画」に基づき、引き続き持続可能な公共交通を目指します。

歴史的建造物や緑豊かな自然環境などの美しい景観は、私たちの心を豊かにします。長い時間をかけて育まれてきた歴史や文化は大切な財産です。文化財や伝統文化を未来へ継承し、郷土意識を育みます。

適正に管理されず放置された状態の空き家等は、防災、環境、衛生、景観等の面において、地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす等、大きな社会問題となっています。

2. 基本施策

基本施策1 地域の緑の充実

私たちが住んでいる地域には、市街地やその周辺部の平地林、公共施設や公園などの緑地、住宅の庭木など様々な緑があります。私たちの生活をより豊かにする地域の緑を守り、育てながら、その質の向上を目指します。



【具体的取組】

①身近な緑の保全と創出

- ・住宅地での植樹や緑化の促進のため、苗木配布制度の継続と充実を図ります。
- ・地域に残る貴重な平地林を保全するため、保護樹林・市民の森・市民緑地等の保全制度の有効な活用を検討します。
- ・重要な斜面林は特別緑地保全地区に指定するなど、より確実な保全を検討します。
- ・接道部の生垣化の促進のため、設置費用の補助制度の情報提供を積極的に行うほか、制度内容の充実についても検討します。
- ・市街化区域内で公園が不足している区域に公園の整備を進めます。

【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
40	①身近な緑の保全と創出	苗木の配布本数	300本/年	300本/年	都市計画課
41		保護樹林・市民の森の面積	5.4ha	現状維持	都市計画課
42		斜面林の保全の推進	維持保全を検討	維持保全を検討	農業振興課 都市計画課
43		生垣奨励補助による設置件数	40m/年	100m/年	都市計画課
44		市街化区域面積に対する公園不足域の割合	約30%	約20% (令和10年度)	都市計画課

基本施策2 交通環境の整備

交通の面では、鉄道として西武池袋線とJR八高線が市域周辺部に位置しています。鉄道による地域間アクセスが限定的となっていますが、鉄道網を補完する形で民間路線バスが市内を走っています。鉄道駅と地域を結ぶ、市民にとって身近な交通機関となっています。

また市内コミュニティバス（「ていーろーど」、「ていーワゴン」）は、交通不便地域や交通空白地を解消するため、民間路線バスが通っていない路線を補うように運行しています。

【具体的取組】

①公共交通の利便性の向上

- ・環境負荷低減のため、自動車利用から公共交通への利用転換および公共交通の利用促進を図るための検討や環境負荷低減施策と公共交通利用促進施策が連携して実施する施策の検討を行います。
- ・民間路線バスについては、既存路線の維持・確保を図ります。
- ・駅周辺における道路の安全確保のため、自転車駐車を整備し、放置自転車の解消を図ります。

【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
45	①公共交通の利便性の向上	コミュニティバスの利用者数	160,454人	175,000人	都市計画課
46		既存路線の維持・確保などについて事業者への働きかけ	働きかけを実施	定時運行の安全性の向上	都市計画課
47		駅周辺における自転車駐車場の整備	公設13ヶ所	現行駐車場の維持	交通防犯課

基本施策3 歴史・文化を大切にしたい景観の保全

加治丘陵や狭山丘陵、市内を流れる河川などには、自然環境が豊富に残っています。また、貴重な文化財には、歴史的な建造物や地域の伝統的な祭りや囃子などもあります。

【具体的取組】

①歴史、文化の継承

- ・身近な文化財を活かし、郷土の魅力の再認識につながる事業を実施します。
- ・旧石川組製糸西洋館、旧黒須銀行などの近代化遺産の保存、魅力ある活用事業に取り組みます。
- ・指定文化財をはじめ、貴重な文化財の保存と活用に取り組みます。
- ・伝統文化活動団体の支援や協働による事業を実施します。



【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
48	①歴史、文化の継承	文化財保護啓発事業への参加人数	200人	250人	博物館
49		旧石川組製糸西洋館、旧黒須銀行の来館者数	5,840人	10,000人	博物館
50		埋蔵文化財の報告書刊行数	38冊	50冊	博物館
51		伝統文化活動団体の会員数	760人 (令和元年度)	760人	博物館 中央公民館

3. 関連法令、計画等

(1) 関連法令

都市緑地法

文化財保護法

入間市自転車駐車場設置及び管理条例

入間市文化財保護条例

入間市旧石川組製糸西洋館条例

(2) 関連計画

入間市緑の基本計画

入間市都市計画マスタープラン

入間市地域公共交通網形成計画

入間市博物館基本計画

旧石川組製糸西洋館保存活用計画

(3) 入間市総合計画

第2章 学びあいのまちづくり

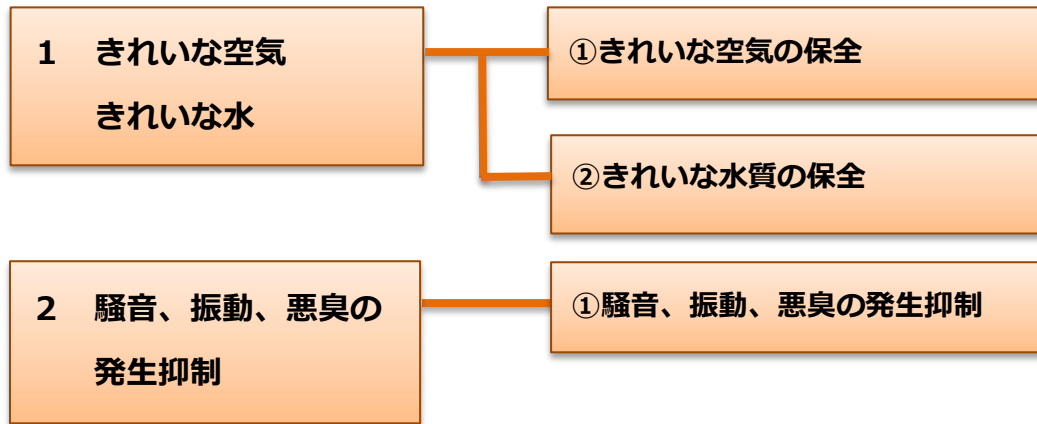
第3節 社会教育の充実

第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり

第4節 生活環境の整備・保全

第5節 自然環境の維持・保全

基本方針4 安心して健康に暮らせる生活環境の保全



1. 環境や取組の現状と課題

大気については、毎年、主要交差点自動車排ガス測定を行い、大気中の窒素酸化物（一酸化窒素、二酸化窒素）や浮遊粒子状物質等の濃度を測定しています。測定結果は、環境基準を下回る状況が続いています。埼玉県で実施している大気汚染常時観測では、光化学オキシダントが環境基準を上回る状況が続いています。高濃度になった際は、埼玉県が光化学スモッグ注意報や警報を発令し、市が防災行政用無線で市民に知らせます。

水質については、主要河川等水質調査を定期的に行い入間川、霞川、不老川、林川と流入する河川等の水質汚濁状況を把握しています。各河川の測定地点のBODの経年変化は年により大きな変化があります。これは、河川規模や水量に対する生活雑排水の流入の割合によるものと考えられます。

2. 基本施策

基本施策1 きれいな空気 きれいな水

大気については、測定や監視を継続し、大気環境の保全に努めます。

水質については、単独処理浄化槽からの生活排水による河川の水質汚濁防止のため合併処理浄化槽の普及および補助制度のPRに取り組みます。



【具体的取組】

①きれいな空気の保全

- ・自動車排ガスの影響を把握するために、主要交差点自動車排ガス測定を行います。
- ・埼玉県条例で定められているアイドリングストップの周知を行います。

②きれいな水質の保全

- ・市街化調整区域では、合併処理浄化槽の普及および補助制度のPRに取り組みます。市街化区域内については、公共下水道への接続を指導します。
- ・法令に基づく規制基準を遵守するよう工場・事業者等へ立入検査・指導を行います。
- ・環境保全や浄化対策のため、水質調査を定期的に行います。



【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
52	①きれいな空気の保全	主要交差点等における自動車排ガス調査実施地点数	4地点	4地点	環境課
53	②きれいな水質の保全	合併処理浄化槽の設置補助基数	総数 964基	総数 1,000基	環境課
54		工場・事業所等への水質調査件数	9件/年	9件/年	環境課
55		河川などの水質調査地点数	24地点 4回/年	24地点 4回/年	環境課

基本施策2 騒音、振動、悪臭の発生抑制

不快な騒音や振動、悪臭などを少なくするために、その原因となる工場や事業所、畜舎などへの規制や指導、支援を推進し、快適な生活環境を保全します。

【具体的取組】

① 騒音、振動、悪臭の発生抑制

- ・ 騒音、振動などの相談については、原因者への指導などにより改善を図ります。
- ・ 畜舎等から発生する悪臭防止対策を推進します。
- ・ 交通量が多い主要道路の騒音等を調査します。

【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
56	①騒音、振動、悪臭の発生抑制	公害苦情（騒音、振動、悪臭）の受理件数に対する解決率	91%	100%	環境課
57		自動車交通騒音調査（面的評価）実施	1回/年	1回/年	環境課

3. 関連法令、計画等

(1) 関連法令

環境基本法

騒音規制法

振動規制法

悪臭防止法

埼玉県生活環境保全条例

(2) 関連計画

入間市生活排水処理基本計画

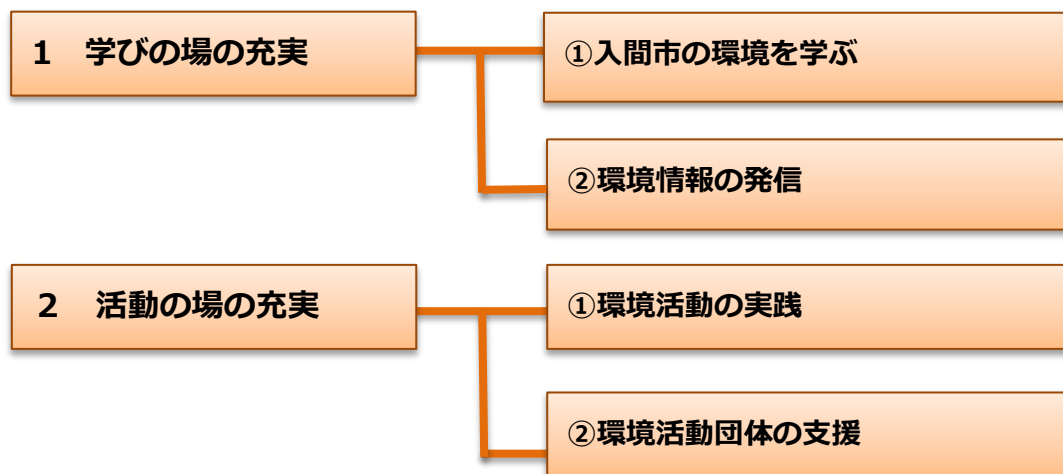
(3) 入間市総合計画

第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり

第4節 生活環境の整備・保全



基本方針 5 環境学習の推進と環境活動の実践



1. 環境や取組の現状と課題

持続可能な低炭素社会の構築や適応方策を推進するためには、学校や社会における環境教育や環境保全活動の展開が重要です。

いるま環境フェアでは、小中学校の環境への取り組みを学校ごとにまとめた掲示物を使い発表しています。

また、環境市民講座では環境アドバイザーにより、地球環境や自然環境、都市環境などの広い分野の講座が展開されている一方で、環境アドバイザーの登録者数や講座の回数は減少しています。インターネットの普及や市民ニーズの変化によるものと考えられます。

本市の市民への環境情報の提供は、十分に行われているとはいえません。広報いるまや市公式ホームページでの周知のほか、ケーブルテレビやFM放送、SNSの活用が求められています。

2. 基本施策

基本施策 1 学びの場の充実

環境学習の場の充実により市民の環境学習の機会が増加します。

本市では、環境に関する様々なイベントや講座があります。既存のイベントをさらに充実させることは、市民が本市の環境を知り、環境保全の意識を高めていくことに貢献できます。

また、様々な媒体を活用し、市民へ環境情報を発信していきます。

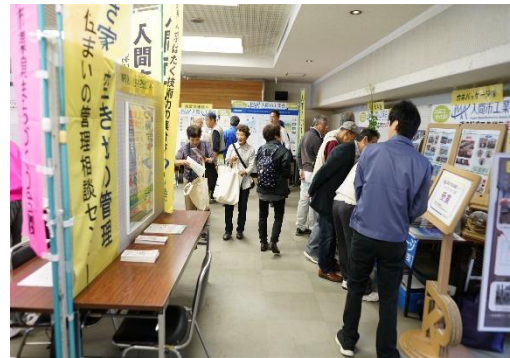
【具体的取組】

①入間市の環境を学ぶ

- ・ いるま環境フェアを開催し、市民が「入間市の環境」を学ぶ機会を提供します。
- ・ 「入間市の環境」、「地球環境」、「自然環境」、「生活環境」など多様な環境情報を発信する場となる環境市民講座や出前講座、イベントの開催、公民館事業など環境への意識を高める学習機会を充実します。
- ・ 農業まつりやふれあい朝市では、地場農産物の販売により、生産者と消費者の交流を図ります。
- ・ 博学連携事業では、博物館と小中学校が連携し、「入間市の環境」に関する授業や事業を実施します。



環境市民講座（入間川）



いるま環境フェア 展示による発表

②環境情報の発信

- ・ ごみ分別アプリを活用し、ごみの出し方、分け方などの情報を発信します。
- ・ 区・自治会と連携し、ごみ減量推進地区説明会を開催します。
- ・ 広報いるま、市公式ホームページ、刊行物を活用した情報発信を行います。また、ケーブルテレビ、FM放送、SNSを活用し、環境市民講座などの環境イベントの情報を広く発信します。
- ・ 環境基本計画の進捗状況を、年度ごとに「環境報告書」に取りまとめ公表します。また、主に公害の状況をまとめた「入間市の環境調査概要」を作成し公表します。
- ・ 国のCOOL CHOICE運動に賛同し、意識の高揚を図ります。



【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
58	①入間市の環境を学ぶ	いるま環境フェアへの参加団体数	37 団体	50 団体	環境課
59		環境市民講座等の開催回数	8 回/年	12 回/年	環境課
60		農産物の直売会実施回数（再掲）	50 回/年	55 回/年	農業振興課
61		博物館と学校の連携による環境学習への参加者数	6,283 人/年	5,500 人/年	博物館 学校教育課
62	②環境情報の発信	ごみ分別アプリダウンロード数	7,000 件	10,000 件	総合クリーンセンター
63		ごみ減量推進モデル地区の設定と活動支援・PR	12 自治会/年	12 自治会/年	総合クリーンセンター
64		刊行物への環境情報の掲載数	2 回/年	2 回/年	環境課
65		入間市の環境調査概要の作成	1 回/年	1 回/年	環境課
66		COOL CHOICE 運動について、広報いるまへの掲載数	2 回/年	2 回/年	環境課



ごみ分別アプリ

基本施策 2 活動の場の充実

市民や団体、事業所の自発的な取り組みが行えるよう、環境学習での学びを実践できる場を充実させていく必要があります。

【具体的取組】

①環境活動の実践

- ・自然かんさつ会では、雑木林、湿地、河川、市街地などの身近な自然の植物、鳥、昆虫を観察し、見慣れた風景のなかで新しい発見をします。
- ・リサイクルフェア、あおぞらフリーマーケットでは、市民が参加し3Rの実践を行います。
- ・区・自治会や子ども会などで行っている資源回収に対し、資源再利用奨励補助を行うことで、活動の支援をします。
- ・市民清掃デーの実施により、地域ぐるみの環境美化活動を推進します。

②環境活動団体の支援

- ・入間市環境まちづくり会議、入間市衛生自治会、河川浄化団体などの環境活動団体に補助金を交付し、活動を支援します。
- ・加治丘陵が多くの市民にとって親しみやすい場となるよう、加治丘陵山林管理ボランティア等の活動を支援します。
- ・緑のボランティア参加者が必要とする講習会やボランティア講座等の開催も検討します。

【評価指標と目標】

指標番号	具体的施策	指標	現況値 (平成30年度)	目標値	担当課
67	①環境活動の実践	緑に関するイベントの参加者数	671人/年	700人/年	農業振興課 都市計画課
68		フリーマーケットなどの開催回数	11回/年	11回/年	総合クリーンセンター
69		資源再利用団体の登録数	198団体	260団体	総合クリーンセンター
70		資源再利用団体の回収量	2,235t/年	3,600t/年	総合クリーンセンター
71		市民清掃デーの参加世帯数の割合	自治会加入世帯の78.9%	自治会加入世帯の85%	総合クリーンセンター
72	②環境活動団体の支援	環境活動団体の活動支援	5団体	5団体	環境課
73		緑に関するボランティアの活動人数	458人	500人	農業振興課 都市計画課



3. 関連法令、計画等

(1) 関連法令

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（環境教育等促進法）

(2) 関連計画

環境基本計画

入間市緑の基本計画

入間市一般廃棄物処理基本計画

入間市博物館基本計画

入間市公民館基本計画

(3) 入間市総合計画

第4章 住みやすく緑豊かなまちづくり

第4節 生活環境の整備・保全

第5節 自然環境の維持・保全